

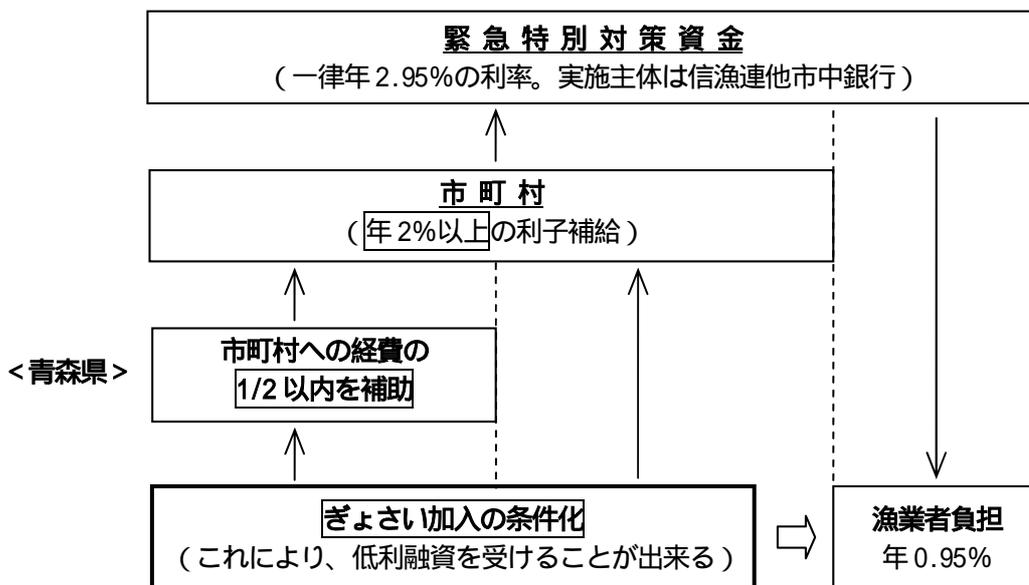
青森県で“大型クラゲ被害緊急特別対策資金”が創設される

～ 「ぎょさい」加入を条件化 ～

トピックスNo.46で、「17年度の大型クラゲ被害によるぎょさい事故状況」についてお知らせしましたが、青森県は18年度に“大型クラゲ被害緊急特別対策資金”を創設し、大型クラゲ被害を受けた漁業者への本格的な救済に乗り出しました。

同県では、これまでも日本海、津軽海峡、太平洋沿岸の定置網に大型クラゲが入網し被害が発生していましたが、17年9月以降、沿岸海域に大型クラゲが大量出現し、定置漁具等に深刻な被害を及ぼしたことを受け、被害を受けた漁業者に対して漁業活動の再開のための資金を融資する「緊急特別対策資金」を創設することになりました。当該資金の融資を受けられる漁業者は「ぎょさい」加入者(又は今後加入する者)に限定されております。また、県はこの資金に係る利子補給(年2%以上)を行う市町村に対し、その経費の2分の1以内を補助します(詳細は下図参照)。

< 利子補給のイメージ図 >



< 融資条件 >

「ぎょさい」加入済みである者、又は今後加入する者で、かつ以下のいずれかに該当する者。

ア．被害漁業者

漁業を主たる業務とする者であって、災害によって次のいずれかの被害を受けたことについて市長村長の認定を受けた者

水産物の損失額がその者の平年の漁業総収入額の10%以上であるもの

所有する漁網網の損失額が被害時価額の50%以上であるもの

イ．特別被害漁業者(知事が指定する区域)

被害漁業者で、次のいずれかの被害を受けたことについて市長村長の認定を受けた者

水産物の損失額がその者の平年の漁業総収入額の50%以上であるもの

所有する漁網網の損失額が被害時価額の70%以上であるもの

なお、青森県では上記以外にも従来から「ぎょさい」掛金補助が行われておりますが、18年度からは新たに「漁業経営セーフティネット緊急支援事業」(災害に強い漁業経営体の育成を目的として優良経営者及び新規就業者に対する経営支援策)として掛金補助が行われることになりました。このように、地方公共団体が漁業災害に対する備えの中心に「ぎょさい」を位置づけ、「ぎょさい」の掛金補助や利子補給時の「ぎょさい」加入条件化など、漁業経営の一助となる方策を講じてくださることに感謝を述べるとともに、このような政策が全国へ拡がることを心から願っております。